

「ふくしまの酒まつり（首都圏）開催業務」委託公募型企画プロポーザルの質問と回答

番号	項目	質問	回答
1	過去実績	令和4年度実施報告書について、プロポーザル参加表明前（3月31日以前）に開示は可能でしょうか。	契約期間が終了していないため、実績報告書を開示することはできません。 なお、令和4年度は9月に開催し、2日間で約2,500名が来場しました。
2	積算	出展団体（酒蔵等）および県職員様の東京への出張旅費（交通費・宿泊代等）は、委託費に含まれるのでしょうか？委託費に含まれる場合、何名ぐらいを想定されているのでしょうか？	出展団体の交通費等は委託費に含まれます。令和4年度は、参加酒蔵（延べ約70名）に1日当たり1万円を支給しました。県内酒蔵の数を踏まえて、必要経費を計上してください。 県職員の出張旅費は委託費に含まれません。
3	積算	事業委託費の上限は令和4年度と同額でしょうか。異なる場合は、その理由を教えてください（想定する規模、内容はR4と同様か）。	事業委託費の上限額（予算額）は、令和4年度は29,249,000円です。今回の上限額（予算額）は、庁内調整の結果減額となったものです。 なお、想定する規模、内容については、令和4年度はコロナ禍の制限のもとでの開催となりましたので、令和5年度はより柔軟な発想で企画ができると想定しています。
4	積算	収支の考え方について、以下確認したく思います。 ・昨年事業では入場チケット（当日券1000円）を販売していた。チケット収入は事業受託者が収入として計上するのか。事業受託者がチケット収入を計上する場合は、本事業での利益計上は可能か。事業受託者の利益計上が不可の場合、収支決算はどのように考えるのか。 ・参加酒蔵の出店費は設定するのか。また、昨年会場で追加購入の酒はチケット販売していたが、酒蔵が提供する酒についての収支決算はどのように考えるのか。（事業受託者が一度売上計上し、酒蔵に売上配分するのか） ・参加酒蔵の交通費および宿泊費は、事業委託費に含めるのか	収支の考え方は以下のとおりです。（過去の例によらない実施体制でも差し支えありませんが、事業の趣旨を踏まえて検討してください。） ・受託者の利益計上は不可です。 収支決算について、令和4年度は、県アンテナショップ「日本橋ふくしま館」（以下「ミデッテ」という。）をチケット販売主体として実施しました。会場で提供する飲食物の調整は受託者が行い、それに基づいてミデッテが調達する体制となっていました。 ・参加酒蔵の出店費について、県の指定はありません（過去は出店料を徴収していません）。また、追加購入チケットについても、ミデッテが販売主体として実施していました。 ・上記2参照。
5	積算	会場管理者等との調整は福島県側が行うとのことですが、会場費や関連備品、申請等にかかる費用はございますか。費用が必要な場合は、金額はどれほどでしょうか。	会場管理者との調整について、福島県が調整中のため契約前に連絡することは不可としています。 契約後は、県と連携して会場管理者、警察、消防、保健所、会場周辺の関係者等との調整を行っていただきます。会場使用料はかかりませんが、必要となる関連備品（想定する会場に備え付けの備品はありません）の手配及び必要な手続きの一切は受託者が行うこととして、必要な費用を計上してください。
6	積算	ふくしまの酒マイスターへの委嘱費用および、期間中の活動費は別途予算にて賄うという理解でよろしいでしょうか。	ふくしまの酒マイスターの設置要領を示します。無報酬での委嘱として、出演費等活動に要する費用は、当該事業委託費に計上してください。
7	積算	本件事業について、広報宣伝費の上限はありますでしょうか。	上限はございません。